

こころ変わる規定の改正は「安対」の自己保身だ！

東海鉄事管内各運輸区で7月の訓練において、停止位置の手前で止まってしまった場合の取り扱いの変更が説明された。

改正前は、停止位置の手前で止まっても列車がホームの中に収まっていれば、その場でドアを開けて客扱いを行っていた。改正後は、車掌の判断で所定位置まで移動する場合もあるというものである。その条件は、非常に細かく記載・説明されたが、概ね、旅客が動かない場合、前方に乗る客がいる可能性のある場合などをあげている。

なぜ変更されたかは、大府駅でかなり手前に止まりドア扱いを行い発車した後に乗れなかった旅客から苦情が出たようだ。そのようなことが再び起きないための扱いの変更らしい。

この変更にはいくつかの問題

- ・ 列車が止まったことで、列車に乗ろうとして黄線を越え旅客が列車に近づく。
- ・ 黄線から下がってほしいの放送を繰り返すことで列車は増延していく。
- ・ 列車の後ろに移動した旅客が、列車の移動に合わせて動く
- ・ 移動するときに、列車が発車すると思込み、列車に近づく旅客が出る可能性など

場当たりの改正で安全は保てるか？

勿論、会社は安全を確保してから移動すること、移動ができない旅客の把握をしっかり行うことなどは全て現場の責任にするだろう。大府駅での事象のように何十メートルも手前に止まってしまおうとか、苦情を言った旅客、列車に乗れなかった旅客はこの10年間に何人いたのだろうか。苦情を言われないようにするために、旅客の安全を全て現場の責任にして場当たりの的に対策を行っていると言わざるをえない。この様な変更はまたすぐに新たな変更を余儀なくされる。

現場にのみ責任を押しつける

規定の改正には私たちは反対である。

旅客の安全は全て現場の責任にしたいみたいだが、安全に問題があることを承知で取り扱いをかえる会社の責任もあることを明確にする。